

埼玉県報

第 177 号 令和 3 年(2021 年) 1 月 26 日 火曜日

目 次

管理規程

○ 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 荒川右岸用排水土地改良区の役員就退任届 (川越農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- Q 県道二本木飯能線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 一般国道 407 号の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 一般国道 407 号の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 県道久喜騎西線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- Q 県道久喜騎西線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- Q 県道加須鴻巣線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道加須鴻巣線の供用の開始(行田県土整備事務所)

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次 \mathcal{O} ように定め る。

令和三年一月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

玉県下 -水道局 職員給与規程 (平成二十二年埼玉県流域 下水道事業管理規程 第五

号)の一部を次のように改正する。

うに

加える。

 \mathcal{O}

場合

に

お

11

て、

次

項

 \mathcal{O}

規定

は

適

用

な

11

附則第十五 項 中 この 項」 \mathcal{O} 次に 及 \mathcal{U} 次 項 を 加え、 同 項 12 後段と て 次 \mathcal{O} ょ

附則に次の一項を加える。

職員 が 新型 コ 口 ナウイ ル ス 感染 症 \mathcal{O} 患者又は 新型コ 口 ナ ウ 1 ル ス 感染 症 \mathcal{O} 疑

16

11

 \mathcal{O}

あ

る患者を救護

する業務に

従

事

したときは、

防疫業務手

当を支給する

 \mathcal{O}

その 額は、 業務に従事 た 日一 日 に つき三百二十円とする。

附則

十 五. 項及び第十六項の \mathcal{O} 程 は 公 布 \mathcal{O} 規定は、 カコ 5 令和二年十月二十二日か 行 改 正 後 の埼玉県下 ら適用する。 水 道 局 職員給与規程 則

埼玉県告示第百号

荒 所 川右岸用排水土 土地改良法 に ついて、 (昭和二十 次の 地 とお 改良 り届 区 兀 年法 カコ 出 ら役員に就任 1律第百 が あ った。 九十五号) した者及び 第十 役員を退任 八条第十 七 項 L た者 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 氏 名及び ょ り、

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大 野 元

監事 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 口 同 同 同 同 若 新 三 西 宮 栗 秦 堀 渋 氏 田 田 島 海 喜久藏 勇 和 玄 隆 重 義 光 貞 诱 平 同 口 同 同 同 同 同 同 同 同 同 玉 住 県 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 富 同 富士見市大字東大久保二百二十 同 同 越市 越市 士 見 市 大字古谷 大字古· 大字南 大字古谷 大字鴨 大字石 大 大字古谷上二千百十 大 大字萱沼 大字鴨田二百五 大字久下戸千 大 同 大字並木三百 字大 字菅 字北 大字東大久保二千 字中老袋三百六 市場百 中居二百 田 間 田 田島千五 田 二一千番 上百七 本郷千 八百二 本郷 島三百 七 百 五千六百六 七 八 兀 四百五 + + 地 +++ 六 百 百 百 ++ 兀 八 +兀 六 _ $\overline{}$ 兀 兀 番地 百 番 番 番 番地 七 六 六 番 地二 地 · 四 番 番地 番 九 地 地 地 地 地 番 十三番地 _ 番 地 十三番地 地 地 地

同 同 同

江

田

同

同同

同

百

兀

+

兀

番

地

西

貞

同

同

大

字

鴨

田

百

二十

匹

番

地

江

弥寿之

同

同

大字

上老袋百七

番

地

矢

島

雄

同

大字

石

田

本

郷

兀

百

兀

番

地

内

田

光

玉

県

Ĵij

越市

大

字北

田

島三

百

六

+

六

番

地

氏

住

所

同 同 同 監事 同同同同同同同同 榎 西 時 小 若 高 三 粕 渋 鈴 島 田 泉 海 橋 木 原 巳子男 省 恒 安 俊 武 玄 \equiv 生 亚 治 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 川越市 同 同 同同同同同同同 富士見市大字東大久保千九百九十六番地 大字鴨田二百五十一番地一 大字小中居九百八十五番地 大字古谷上百二十六番 大字渋井九百十八番地 大字久下戸千八百十番地二 藤木町十五番地十四 大字八ツ島三百五十五番地 大字今泉七十八番地 大字古谷本郷八百五十四番地 五千六百六十三番地 地

邦

同

大字古市場六

八十一番地

富士見市大字東大久保二百二十番地

埼玉県告示第百一号

十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から次のとおり公共測量 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計 画機関

さいたま市 丸ヶ崎土地区画整理組合

公共測量

 \equiv

作業種類

 \equiv

作業地域 (出来形確認測量)

さいたま市北東部

兀

作業期間

令和三年一月二十二日から令和三年三月十二日まで

埼玉県告示第百二号

終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、令和二年埼玉県告示第九百二十二号で公示した公共測量は、令和二年九月十一日 条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第百三号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

三 白 岡 市

二作業種類

公共測量 (三、四級基準点)

三 作業地域

白岡市全域

作業期間

兀

令和三年一月二十五日から令和三年三月二十三日まで

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴 木 水 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 二本木飯能線

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴 木 水 弘

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 四百七号

		旧
新	旧	新
		別
野前一○七五番一地先まで野前一○七五番一地先から同市大字高倉字熊		区間
二五・〇〇~	川川・一川〜	(メートル)敷地の幅員
一四〇・六三		(メートル) 長
県土整備事務所長告示第十五号の変更界式と出土六年九月十二日付け埼玉県飯能		備考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

ように道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴 木 水 弘

一般国道四百七号	路線名
鶴ヶ島市大字高倉字熊野前一○七八番七五番一地先まで	供用開始の区間
令和三年一月二十六日	供用開始の期日
令和三年一月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一四〇・六三メートル	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 久喜騎西線

新 B	新 A	III A	旧 新 別
先まで 加須市日出安字下四七八番三地 から 先まで 先まで の須市常泉字見竹三六番一地先	先まで 北須市日出安字下五八四番一地	先から加須市常泉字立野五三一番一地	区間
七・五〇~ 二九・五八	一六・二二	八・六九~	(メートル)敷地の幅員
二四六二・二八	- [] - - - - - - - - - - - - - - - - - -		(メートル)
			備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

久喜騎西線	路線名
先まで 加須市上高柳字八反田一五〇六番一地 先から	供用開始の区間
令和三年一月二十七日	供用開始の期日
延長九七七・七八メートル完道路予定区域の一部供用開始である。県土整備事務所長告示第一号で告示し	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

一路線 名 加須鴻巣線

		旧
新	旧	新
791	IΗ	別
番一地先まで加須市上高柳字八反田一五〇六	番一地先から加須市上高柳字八反田一四六六	区間
一四・〇九~	一三・四四・五二	(メートル) 敷地の幅員
1110.00		(メートル)
		備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須鴻巣線	路線名
先まで が須市上高柳字八反田一五○六番一地 先から 先から	供用開始の区間
令和三年一月二十七日	供用開始の期日
延長二三○・○○メートル 年土整備事務所長告示第三号で告示し 年土整備事務所長告示第三号で告示し	備考